

福祉広報

ばんだい



第45号

令和3年3月発行

発行所

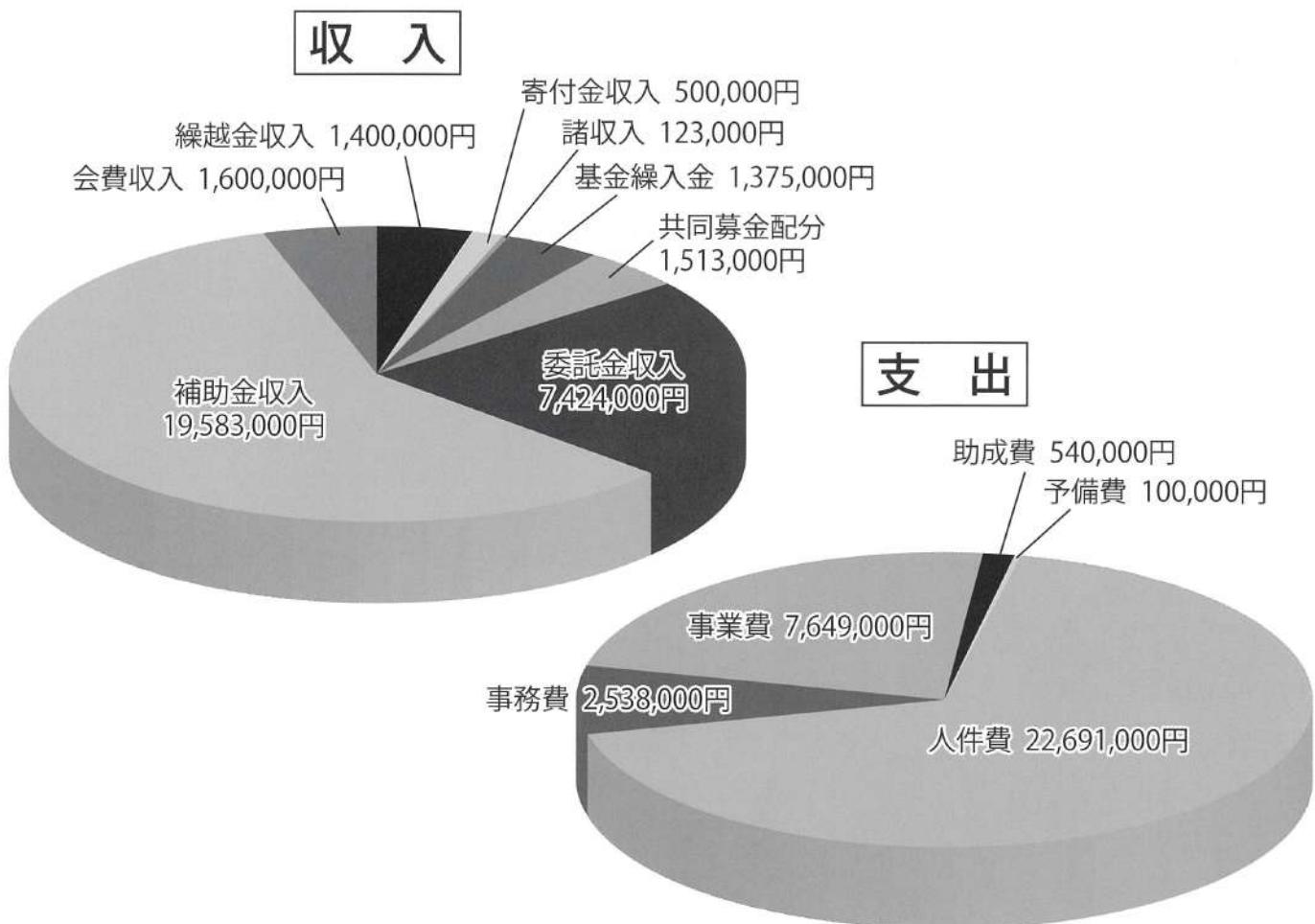
社会福祉法人
磐梯町社会福祉協議会
73-2181、3022

12月26日に満百歳を迎えた 加藤イチ子さん（赤枝）

関連記事5ページに記載

令和3年度の予算状況

予算総額 33,518,000円



今日の社会福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少、社会福祉諸制度の改革等により大きく変化し、また、家族形態の変容や、コミュニティの脆弱化などが指摘される中、社会的な孤立に起因する様々な問題が深刻化しています。

このような新たな生活課題への対応については、公的な制度に基づく支援だけでなく「地域住民同士の助け合い」の理念に基づく、住民主体の地域づくりが不可欠であります。

介護保険法による新しい総合事業では、「住民主体」の生活支援サービスが介護保険制度の中に位置付けられ、これにより、見守り支援活動やふれあい・いきいきサロン、住民主体の生活支援サービスなどの一層の推進が期待されています。

このような中、生活支援体制整備事業では、生活支援を行う担い手の養成・発掘・新たな活動の創出など、高齢者の支え合う地域づくりができるよう、地域包括ケアシステムのあり方を構築してまいります。更には、要介護状態等となる事の予防、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援ホームヘルプサービス事業・介護予防体操教室、ミニデイサービス事業を実施いたします。

本会は、「町民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会」の実現に向け、民生委員や保健及び医療等関連領域機関団体との連携を一層密にし、地域福祉の要として事業の推進にあたり、町民のくらしと福祉のより一層の安定を目指します。

令和三年度事業計画

主な事業

項目	実施事項	実施内容
1.地域福祉活動の充実強化	介護予防・生活支援事業の実施	介護予防健康増進事業の実施（しゃんしゃん生き生き体操教室）毎週火曜日 全48回実施
		ミニデイサービス事業の実施 毎週火曜日 月3回実施
		介護予防生活支援ホームヘルプサービス事業の実施
		介護予防生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーター配置）
		高齢者世帯日常生活支援相談事業の実施（相談支援員の訪問）
		一人暮らし世帯親睦交流事業（食事サービス）の実施
		外出支援サービスの実施（一般の交通機関を利用することが困難な高齢者の医療機関等の送迎）
		高齢者世帯等除雪サービス事業の実施
		一人暮らし等高齢者世帯の防火診断（安否確認） 町・消防署
		寝たきり、一人暮らし等高齢者の寝具等丸洗消毒乾燥事業の実施
2.心配ごと相談事業の推進	心配ごと相談所の開設	一人暮らし等高齢者の日常生活必需品買い物支援の実施 年2回実施
		一人暮らし等高齢者へのメッセージカード贈呈事業の実施
	心配ごと相談の機能強化	日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の実施 金銭管理・支払代行
		福祉車両の貸出
3.ボランティア活動の推進	ボランティア活動の普及	ギャジベッド・エアーマット等福祉機器の貸出
		敬老祝い品贈呈事業
		健康ウォークの実施
	要援護世帯の自立更生促進	ニュースポーツの普及による健康維持増進を図る
		生活福祉資金の利用促進を行い、生活の維持と安定を図る
		生活困窮者自立促進支援事業の促進
	ボランティア・福祉教育の推進	歳末たすけあい募金の配分
		心配ごと相談所の開設(第3日曜日、25日) [定例相談]
		児童相談の開設(毎月25日) [定例相談]
		各種相談員研修会等に参加し資質の向上に努める
		関係機関との連携により相談者のさまざまなニーズに対応する
		ボランティア研修会等への参加促進
		ボランティアインターネットを活用し情報収集提供を図る
4.広報・啓蒙活動の推進	調査広報啓蒙活動の推進	ボランティアセンター等の整備促進
		福祉（ボランティア）講座の実施
		福祉出前講座の実施（車椅子体験、高齢者疑似体験、認知症サポート養成講座等）
5.老人福祉センターの運営	各種事業の推進	小中学校を拠点とし福祉活動を実践する児童生徒のボランティア活動普及事業の推進・助成
		児童生徒の福祉に対する理解と関心を図るために、高齢者疑似体験等を通じ福祉教育を実践する
		児童生徒に対し認知症センター養成事業を通じ福祉教育を実践する
		福祉関連の情報収集・提供を図る
		ホームページによる情報の配信
6.福祉団体の育成	各福祉団体の育成指導協力	広報誌の発行、町広報等への記事掲載
		入浴開放事業を推進し健康維持増進、生きがい作りを図る
		各種教室事業を推進し健康維持増進、生きがい作りを図る
7.共同募金会事業の協力	赤い羽根募金の推進	民生児童委員と連携を密にし、福祉サービスの充実強化を図る
		老人クラブ連合会と連携を強化し高齢者福祉の充実に努める
		身体障害者福祉会と連携を強化し身体障害者の自立更生、社会参加活動を促進する
	歳末たすけあい募金の推進	赤い羽根募金活動の積極的な展開
		配分金による各福祉団体への助成
		配分金による各福祉活動の充実を図る
		歳末助け合い募金活動の積極的な展開
		民生児童委員の協力により、配分対象者の調査、配分の実施
		一般公募による配分により小地域福祉活動の充実を図る
		日本赤十字社福島県支部磐梯町分區事務局事務、分区活動の実施
8.日本赤十字社事業の協力	日本赤十字社活動の協力	日本赤十字社資増強運動の実施
		献血運動の推進
		日本赤十字社福島県支部磐梯町分區事務局事務、分区活動の実施
9.財政基盤の確立	会員加入促進	会員の加入を促進し自主財源の確立に努める
		特別会員、賛助会員の加入促進
	共同募金活動の推進	赤い羽根募金活動の積極的な展開により財政基盤の確立に努める



地域福祉活動の更なる充実と福祉社会のさらなる発展を目指し、去る十二月四日、中央公民館において第二十九回磐梯町社会福祉大会を開催しました。式典では、会長式辞のあと表彰式が行われ、福祉活動に貢献された方など、十七名に表彰状並びに感謝状が贈られました。

受賞者

- ①永年に亘り本会役員として貢献され表彰状を贈られた方
吉田 勇（大寺一区）
- ②永年に亘り民生・児童委員として貢献され感謝状が贈られた方
五十嵐 市雄（布藤）
鈴木 一雄（大寺一区）
木原 静子（源橋）
勝木 古鈴（大寺六区）
（本寺）

式典終了後、町内小中学校児童生徒代表から、社会福祉に対し、家族とのふれあいや、高齢者との交流や高齢者との接し方など、の感想などが発表されました。
なお、受賞された方、意見発表者は次のとおりです。

（敬省略します。）

安心して暮らせる福祉社会を目指して 第二十九回社会福祉大会開催

続いて磐梯町長、磐梯町議会議長から祝辞が述べられ、吉田勇さん（前社会福祉協議会長）から、受賞者を代表して受賞の喜びと福祉活動の更なる誓いが述べられ式典は終了しました。

式典終了後、町内小中学校児童生徒代表から、社会福祉に対し、家族とのふれあいや、高齢者との交流や高齢者との接し方など、の感想などが発表されました。
なお、受賞された方、意見発表者は次のとおりです。

（敬省略します。）

③社会福祉に多額の寄付をされた感謝状が贈られた方

大塚 神津 寺信 明雄	大塚 神津 寺信 千津子	大塚 神津 寺信 夫（赤枝）
窪子（大寺一区）	（大寺二区）	（上西連）
澤信子（落合）	（大寺一区）	（赤枝）
（入倉）	（下西連）	（上西連）
五十嵐美利子（下西連）	久美子（大寺一区）	（上西連）
（入倉）	（落合）	（上西連）



▲寄附をされて感謝状が贈られました



民生委員として貢献され
▼感謝状が贈られました

◆意見発表

磐梯第一小学校	四年 金田美海
題「おじいちゃん・おばあちゃんたちのためにできること」	三年 鈴木咲絵
磐梯第二小学校	二年 大柿和希
題「わたしのひいばあちゃん」	二年 大柿和希
磐梯中学校	二年 大柿和希
題「私たちの身の回りに」	二年 大柿和希



第三小学校 鈴木咲絵さん



謝辞を述べる吉田勇さん



第一小学校 金田美海さん

輪投げで交流

磐梯町老人クラブ連合会のニュー

スポーツ大会が、去る三月四日に四十名の参加のもと、磐梯町民体育館で開催されました。開催に先立ち、体力測定が行われ、握力や六分間歩行など測定され各個人それぞれの体力を知ることが出来、今後の健康維持に役立たれたようです。

ニュースポーツ大会は公式ワナゲが行われ、一投一投真剣な眼差しで、的に目掛け輪を投げ込まれました。コロナ禍の中、久しぶりに会われた会員同士親睦と交流を深めながら、日々の練習の成果を十分に発揮され、楽しい一時となりました。

主な結果は次のとおりです。

男子

優勝 坂井 清市（源橋）
準優勝 穴澤 武男（横達）

第三位 大塚 弘行（大寺六区）
女子

優勝 佐藤 吉江（赤枝）
準優勝 渡部ウタ子（横達）

第三位 佐藤 智子（大寺五区）

団体

優勝 大寺五区チーム
準優勝 赤枝チーム
第三位 福寿会チーム



ストライク目指し熱投！

今回で九回目となる町老人クラブ連合会のボウリング大会が三十一名が参加され十一月十一日に会津若松市の「ボウルサンシャイン」で開催されました。

大会は二ゲームの合計で争われ、

投球の度に歓声とため息が入り混じった白熱したゲームが展開され、とても楽しい大会になりました。
結果は次のとおりです。

男子の部

優勝 武田 哲夫（本寺）
準優勝 古川 重幸（大曲）
第三位 長谷川吉政（本寺）

女子の部

優勝 高橋 久子（大寺六区）
準優勝 川井ケイ子（大寺二区）
第三位 成瀬 明実（大寺三区）



おめでとうございます
満一〇〇歳

満百歳を迎えた石田由さん

去る十月二十七日に石田由（大寺一区）さん、十二月二十六日に

加藤イチ子（赤枝）さん、三月七日に森田ヒサエ（塩ノ原）さんが、それぞれ満百歳の誕生日を迎えるました。

県から知事賀寿と木杯が、町からは賀寿並びに祝い金、記念品が、町老人クラブ連合会からは賀寿と記念品が贈られました。





令和二年度 共同募金報告

赤い羽根共同募金

募金種類	件数	金額
個別募金	1038	519,000
法人募金	22	136,000
職域募金	3	136,186
学校募金	2	15,992
その他	2	1,912
計	1067	809,090

歳末たすけあい募金

募金種類	件数	金額
個別募金	1033	516,500
職域募金	2	425,726
その他	3	10,651
計	1037	952,877

赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動（十月～十一月）は各行政区長、民生児童委員さん並びに町内の事業所、各種団体のご協力により、温かい善意が寄せられ誠にありがとうございました。共同募金の役割は「社会福祉法」において「地域福祉の推進」と定められており、民様からお預かりした善意は福島県共

同募金会を通じ、社会福祉施設や福祉関係団体に届けられ、地域福祉活動に役立てられています。地域福祉の推進を目的とする共同募金は「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに掲げ運動を進めております。今後とも皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

福祉車両を貸し出します！

車椅子のままで乗ることができるリフト付きの車を貸し出します。
外出や通院、施設の入所・退所などにぜひ、ご利用ください。

●利用対象者

磐梯町在住で、次に該当する方（施設に入所している方はこの限りでない）

- ① 高齢又は障がい等により車いすを利用している方。
- ② 一般の車では乗車が困難な高齢者及び障がい者等。



●運転者

利用される方の家族等で確保してください。

●利用日

土曜日、日曜日、祝日（平日は要相談）

●利用料金

利用料は無料です。ただし消費した燃料を補充して返却してください。

●利用申し込み

運転者の運転免許証を添付し、福祉車両利用申請書により申し込むこと。

〈問い合わせ／社会福祉協議会事務局 TEL 73-3022・2181〉

～磐梯町の宝物～ 結まちばんだい



長生きの要因の一つには、社交性と言われております。趣味を楽しむこと、近所の方ともお茶飲みをすることで社会性が保たれます。また、コミュニケーションの効果は認知症予防や健康づくりに効果があるともいわれております。雪も解けて桜が芽吹き、暖かくなつてまいりましたね。新型コロナウィルス感染症にからないよう、十分注意しながら心も体も元気になりましょう。生活支援体制整備事業では、お茶飲みや、趣味の活動をしている方をご紹介いたします。

生活支援体制整備事業

素敵な集まりを教えてください
生活支援コーディネーター 大関



新型コロナウィルス感染症による休業や失業で生活資金にお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

生活福祉資金貸付制度は、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

(受付期間は、令和3年6月末日を予定しています。)

主に休業された方向け (緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウィルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯。

※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウィルスの影響で収入の減少があれば、
休業状態になくても、対象となります。

貸付上限額

20万円以内

(世帯員が4人以上、世帯員に要介護者がいるときなど)

据置期間 1年以内

※従来の2月以内とする取扱を拡大。

償還期限 2年以内

※従来の12月以内とする取扱を拡大。

貸付利子・保証人 無利子・不要

主に失業された方等向け (総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウィルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
※従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※新型コロナウィルスの影響で収入の減少があれば、
失業状態になくても、対象となります。

貸付上限額

- (二人以上) 月20万円以内

- (単身) 月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

据置期間 1年以内

※従来の6月以内とする取扱を拡大。

償還期限 10年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

借入申込みに必要なもの

- ①身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ②世帯全員分の住民票（※発行3ヶ月以内）
- ③印鑑（実印でなくても構いません）
- ④申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- ⑤新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少したことが確認できる書類

申込先

社会福祉協議会事務局 ☎73-3022・2181

まずはお電話でお問い合わせください。